

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社はコーポレート・ガバナンスに関して、迅速で正確な情報把握と意志決定を最大目標としております。そのためには、少人数な精鋭による管理形態が必要と考え、取締役の人数も必要以上に肥大化しないよう努めると同時に、取締役間の意思疎通に重点をおいてまいりました。少人数での経営をカバーするものとして可能な限り当社経営状態のディスクローズに努め、社外等各方面からの多様な意見の吸収をはかってまいります。今後もこの基本方針を踏襲しつつも、将来の経営規模増倍を睨みながら管理者層の充実に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

すべての原則について、2018年6月の改訂前のコードに基づき記載しており、これらの原則についての改訂を踏まえた更新は2018年12月頃に行う予定です。

【補充原則1-2-4】(議決権の電子行使(プラットフォーム利用)と招集通知の英訳)

議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳については、機関投資家や海外投資家の比率等の状況・変化等をふまえ、適宜、その必要性を検討してまいります。

【補充原則3-2-1】(会計監査人を評価するための基準策定、独立性・専門性の確認)

(1) 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定

当社では、外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況の把握・評価を行っておりますが、外部会計監査人候補の評価に関する明確な基準は策定しておりません。今後必要に応じ監査役会にて協議していく予定です。

【補充原則4-8-2】(筆頭独立社外取締役の決定)

当社の独立社外取締役は3名であり、各取締役、経営陣との連絡・調整、監査役との連携体制は十分構築されていることから、現段階においては「筆頭独立社外取締役」は定めておりません。

今後、更に独立社外取締役の追加選任を行った際には、改めて必要性を協議した上で、対応を検討してまいります。

【補充原則4-11-3】(取締役会の実効性の分析・評価、結果の概要の開示)

取締役会の実効性評価については、今後、取締役会の機能を向上させるという観点から、評価方法も含め検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

すべての原則について、2018年6月の改訂前のコードに基づき記載しており、これらの原則についての改訂を踏まえた更新は2018年12月頃に行う予定です。

【原則1-4】(いわゆる政策保有株式)

当社は、純投資目的以外の政策保有株式について、保有しないことを原則としておりますが、取引関係の強化など、個別の状況を鑑み保有する必要があると判断した場合において、所定の手続きに基づき、取得・保有することとしております。

政策保有株式については、中長期的な経済合理性や将来の見通し等を検証の上、その保有意義・合理性について取締役会で定期的に確認することとしております。

政策保有株式に係る議決権行使に際しては、当該企業の状況や取引関係等をふまえた上で、議案に対する賛否を判断いたします。

【原則1-7】(関連当事者間の取引)

当社が役員や主要株主等との取引を行う場合においては、当該取引が当社及び株主共同の利益等を害することのないよう、当該取引について予め取締役会の承認を得るものとしております。

また、当該取引を実施した場合においては、有価証券報告書等にて、適切に開示することとしております。

【原則3-1】(情報開示の充実)

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、「日本の女性の美と夢と心のやすらぎを創造することを永遠のテーマとする」、「それを実現するために互いに協調し、自己の向上をはかることを最大の喜びとする」を基本理念としております。日本古来の伝統文化である「きもの」の普及に貢献し、「きもの」という商品の販売を通じて、お客様の喜びと社員の幸せを一体として実現させることに当社の存在意義があると考えております。この理念を受けて、当社企業グループにおいては、安定的な成長をいかに続けることができるかを目標に、「お客様の喜び・満足」、「当社の利益の確保」、「株主への還元」の3つを同時充足させることが必要と考えております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

(基本的な考え方)

当社はコーポレート・ガバナンスに関して、迅速で正確な情報把握と意志決定を最大目標としております。そのためには、少人数な精鋭による管理形態が必要と考え、取締役の人数も必要以上に肥大化しないよう努めると同時に、取締役間の意思疎通に重点をおいております。少人数での経営をカバーするものとして可能な限り当社経営状態のディスクローズに努め、社外等各方面からの多様な意見の吸収をはかってまいります。

(基本方針)

当社は持続的な成長の実現において、株主を含むステークホルダーとの適切な協議が不可欠であるとの認識のもと、株主の権利が実質的に確保されるよう適切に対応するとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行ってまいります。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上は、株主・お客様・従業員をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協議に努めてまいります。

当社は経営の透明性を高め、株主やお客様に当社の経営状況・経営方針について正確なご理解を頂くとともに、市場ならびに広く社会からの適切な評価を得るため、経営に関する様々な情報を積極的に開示してまいります。法令に基づく開示はもとより、株主やお客様の開示要請に応えるべく、公平で有用性の高い情報の自主的な開示に努めてまいります。また、株主総会の場以外における株主との建設的な対話の実施に努めてまいります。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

経営陣幹部・取締役の報酬については、成果主義の理念のもと、職責や業績貢献度を適正に評価し、世間一般の常識的水準等も考慮した上で、決定しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部の選任と取締役候補の指名にあたっては、知識・経験・能力のバランス及び多様性を重視し、十分議論の上、取締役会で決定しております。

監査役候補の指名にあたっては、取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を持っていること等をふまえ、十分議論の上、取締役会で決定しております。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

当社では、取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任理由については、その理由を株主総会参考資料の中で説明することとしております。

【補充原則4-1-1】(経営陣に対する委任の範囲)

当社は「取締役会規則」を定め、法令に準拠して取締役会で審議する内容を定めております。また、それに基づき「職務権限規程」を定め、役職に応じて執行できる範囲を明確に定めております。

【原則4-8】(独立社外取締役の有効な活用)

当社では、独立社外取締役を3名選任しており、独立した中立な立場での視点から、各取締役や監査役等と十分な議論・意見交換を行っております。

【原則4-9】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

独立社外取締役の選任にあたって、候補者は東京証券取引所が定める独立性基準に合致していることを前提としております。

【補充原則4-11-1】(取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性、規模への考え方、選任の方針・手続き)

取締役候補の選任に際しては、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス及び多様性を重視し、取締役会で十分な議論を経た上で決定しております。

【補充原則4-11-2】(社外役員の兼任状況)

社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知及び有価証券報告書を通じ、毎年開示を行っております。

社外取締役3名のうち1名は、当社グループ以外の他の上場会社の役員を兼任しておりますが、業務執行取締役全員は当社グループ以外の他の上場会社の役員は兼任しておらず、取締役の業務に専念できる体制となっております。

社外監査役2名は、当社グループ以外の他の上場会社の役員を兼任しておりません。また、常勤監査役は他社の役員は兼任しておらず、監査役の業務に常時専念できる体制となっております。

【補充原則4-14-2】(役員に対するトレーニングの方針)

当社は、取締役および監査役が、その役割・責務を適切に果たしていく上で必要な知識・情報を取得、更新することが出来るよう、就任時に加え、就任後も継続的に、外部セミナー等も含め必要な機会を提供、斡旋するとともに、その費用を支援する方針であります。

また、社外役員を含む新任取締役および新任監査役に対しては、就任時において、当社の経営理念、事業活動、事業構造等に関する知識・情報の習得を支援する方針であります。

【原則5-1】(株主との建設的な対話に関する方針)

当社のIR活動は、代表取締役社長直轄の経営企画部が担当しております。また、個別の取材要請に対しては、代表取締役社長、または経営企画部長が対応することとしております。

また、半期に1回、代表取締役社長及び経営企画部長による決算説明会を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
河端 雄樹	460,000	3.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	264,800	2.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	247,700	2.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	234,300	1.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	201,500	1.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	176,500	1.48
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	155,200	1.30

大日本印刷株式会社	123,600	1.03
直井 好昭	114,600	0.96
河端 繁	100,000	0.84

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 [更新](#)

上記の2. 資本構成については、平成30年9月30日現在の状況を記載しております。
また、当社は自己株式を3,555,764株保有しておりますが、上記の表には記載しておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
三原 崇功	弁護士													
橋本 泰	他の会社の出身者													
関 守夫	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三原 崇功	○	—	弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に生かしていただくため、社外取締役に選任しております。 また、独立性が疑われるような属性等は存在しないため、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
橋本 泰	○	—	投資業務を通じて培ってきた知識・経験等を当社の経営に生かしていただくため、社外取締役に選任しております。また、独立性が疑われるような属性等は存在しないため、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと

			判断し、独立役員に指定しております。
関 守夫	○	——	長年にわたる印刷・広告業界での豊富な経験、また会社経営者としての幅広い知識と見識を当社の経営に生かしていただくため、社外監査役に選任しております。また、独立性が疑われるような属性等は存在しないため、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社では、毎月の取締役会に監査役は原則全員出席しております。取締役会の報告事項には内部監査報告が含まれており、内部監査年度計画に沿って実施した監査結果、日次監査事項での問題点、及び臨店状況等が報告され、監査役より意見及び指導がなされております。

また、会計監査人から監査役に対しては、通常の報告及び説明がなされる他、期中監査の際などに別途、情報の共有及び意見交換を行っており、問題点等が発生した場合には迅速に対応出来る連携状況となっております。

なお、内部監査室は内部統制に関する業務を行っており、適宜監査役及び会計監査人へ内部統制の整備状況に関する報告及び意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岩片 古志郎	税理士													
市川 琢也	税理士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

--	--	--	--

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩片 古志郎	○	——	税理士の見地から、税務に関する監査を重点的にカバーするため、社外監査役に選任しております。 また、独立性が疑われるような属性等は存在しないため、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
市川 琢也	○	——	税理士としての財務会計に関する専門的知識、また経営コンサルティング会社の代表取締役として豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に生かしていただくため、社外監査役に選任しております。また、独立性が疑われるような属性等は存在しないため、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、目標の達成度、貢献度並びに会社業績等を総合的に評価・判断し、決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

(平成30年3月期における役員報酬の内容)

取締役(社外取締役除く)	6名	報酬:25,770千円	賞与: 一千円	合計:25,770千円
社外取締役	3名	報酬: 5,880千円	賞与: 一千円	合計: 5,880千円
監査役(社外監査役除く)	2名	報酬: 6,951千円	賞与: 一千円	合計: 6,951千円
社外監査役	2名	報酬: 7,275千円	賞与: 一千円	合計: 7,275千円
合計	13名	報酬:45,876千円	賞与: 一千円	合計:45,876千円

※上記の他に使用人兼務取締役5名の使用人分給与相当額(賞与を含む)33,625千円を支給しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員の専従スタッフの特定はしていませんが、必要に応じて社外役員の業務補助のためのスタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役の協議により決定することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は以下の機関によるコーポレート・ガバナンス体制を確保しております。

1. 取締役会

毎月の定例取締役会及び臨時取締役会に加え、取締役間で随時打ち合わせを行い、効率的な業務執行及び取締役間の執行監視を行っております。また、取締役7名のうち3名は社外取締役であり、客観的な立場から助言、指導を受けております。

2. 監査役会

常勤監査役(1名)及び非常勤監査役(2名)で実施しております。監査役は取締役会に常席して取締役の職務状況を客観的立場で監査すると共に、会計監査人及び取締役から報告を受け、重要な書類の閲覧を行う等、経営監視機能の充実に努めております。

また、監査役3名のうち2名は社外監査役であり税理士が就任しております。当社は、2名の社外監査役をそれぞれ独立役員に指定しており、監査役の機能強化に努めております。監査役監査を支える人材・体制の確保状況については、「社外取締役(社外監査役)のサポート体制」に記載されているとおりです。

3. 内部監査

選任1名の内部監査室が関係会社も含めた業務全般を対象に実施し、内部統制体制の適切性や有効性を定期的に検証しております。内部監査結果は問題点の改善、是正に関する提言を付して代表取締役に報告するほか、監査役へ報告しております。

4. 会計監査

当社の会計監査人につきましては、新日本有限責任監査法人を選任しております。

同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はなく、また、同監査法人は公認会計士法上の規制開始及び日本公認会計士協会の自主規制実施に先立ち、自主的に業務執行社員の交代制度を導入し、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。当社は同監査法人との間で、会社法監査と金融商品取引法監査について、監査契約書を締結し、それに基づき報酬を支払っております。平成30年3月期において業務を執行した公認会計士は日高真理子、森田高弘であり、同監査法人の当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名及びその他10名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記2. の機関により、的確な意思決定と効率的な業務執行を行う一方、適正な監査及び監視を可能とする経営体制が構築できていることから、本体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議決権行使率の向上のために、原則として法定期日より7営業日前に発送しております。
その他	株主総会の招集通知は、発送日前に東京証券取引所のWEBサイトに公開するとともに、当社のホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回、代表取締役社長及び経営企画部長による決算概要及び経営見通しに関する説明会を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、月次情報及び株式情報等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署名: 経営企画部、IR事務連絡責任者: 経営企画部長 白岩正樹	
その他	月次ベースでの受注高情報を、TDnetを通じて開示しております。また、個別訪問取材要請に対して、代表取締役社長、または経営企画部長が対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	当社の経営基本方針の中に明記しており、有価証券報告書及び会社案内において開示しております。 また、当社では、性別や年齢に隔たりのない人材の登用を推進しており、平成30年3月末において全管理職に占める女性の比率は25.7%となっております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、取締役会による業務執行状況の監督、監査役及び監査役会による監査を軸に経営監視体制を構築しております。また、内部監査部門として内部監査室を設置しており、内部監査室は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の評価を行うほか、業務活動が社内諸規定に照らして適正・適法・効率的に行われているかを定期的、継続的に監査し、その結果を取締役会並びに監査役に報告することとしております。内部監査室は改善事項の指摘及び指導を行うとともに、改善の進捗状況の報告をさせることで、より実効性の高い監査を実施することとしております。

法的規制等のリスクについては、総務部が主体となって管理しており、必要に応じて顧問弁護士等のアドバイスを受けながら関連部署との連携を密にし、規則・規程の整備を行っております。

損失の危機の管理については、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を社内を設置し、定期的に当社グループが抱える諸リスクの審議を行っております。

また、社内に「個人情報保護推進委員会」を設置し、情報の適正な管理の推進をはかり、個人情報の保護に向けた取組みを行っております。さらに、「個人情報保護コンプライアンス・プログラム」を策定、実施し、継続的に改善してまいります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度をとることとしております。その旨を「企業行動憲章」に定め、役職員に対する教育・啓蒙活動を通じて周知、徹底を図るとともに、事案発生時には、社内の関係部門間の情報共有および関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取ることにより、組織全体として速やかに対処できる体制を構築しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社では、会社情報の適時開示に際して、会社情報の内容により次のような体制をとっております。

1. 決定事実

重要な決定事実については、原則として毎月1回開催する定時取締役会（監査役全員が出席）において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会又は経営会議を開催することにより迅速な決定を行っております。決定された重要事実について、株式会社東京証券取引所の適時開示規則（以下「適時開示規則」）に従い、開示が必要か否かを情報取扱責任者を中心に検討し、開示が必要となる場合には、迅速に行うよう努めております。また、必要に応じて内部監査室及び会計監査人並びに弁護士による監査及びアドバイスを受けており、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

2. 発生事実

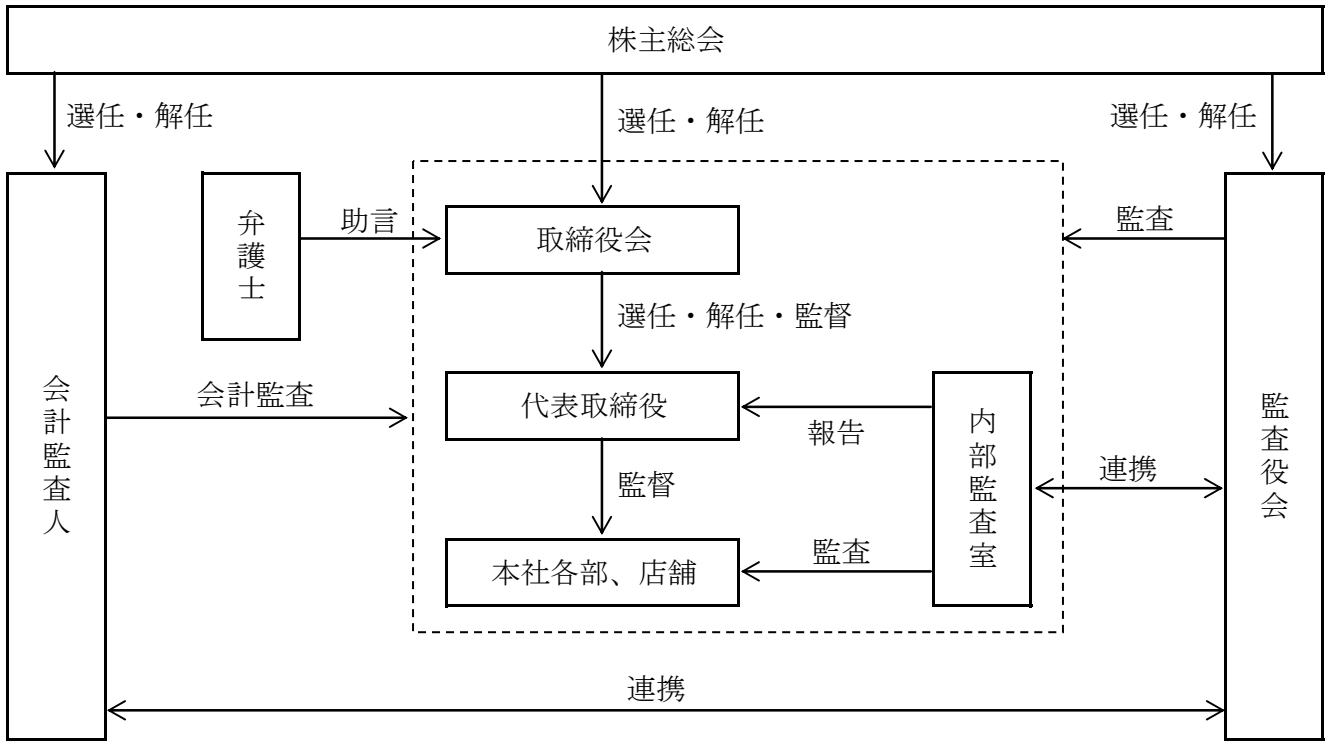
重要な発生事実については、当該事実が発生したことを認識した部署から速やかに経営企画部に情報が集約され、取締役に対して報告がなされます。その後情報取扱責任者を中心に当該情報の内容等の検討を行うとともに、適時開示規則に従い、当該情報の開示が必要か否かの検討を行い、開示が必要となる場合には迅速に行うよう努めております。また、必要に応じて内部監査室、監査役会及び会計監査人並びに弁護士による監査及びアドバイスを受け、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

3. 決算に関する情報

決算に関する情報については、決算月の翌月に決算財務数値を作成し、並行して会計監査人による監査を受け、最終的に取締役会において承認し、開示しております。なお、当該取締役会には監査役が出席しております。また監査役会及び内部監査室は随時期中取引に対し目を配っており、会計監査人による監査も期末に偏ることなく期中から平均的に実施されております。これにより迅速、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

4. PR情報等

経営企画部にて会社PR情報の内容を立案し、情報取扱責任者及び取締役の確認を経て開示しております。なお、月次受注動向についても継続的に開示し、投資家に対して公平に情報を開示することに努めております。



適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

